

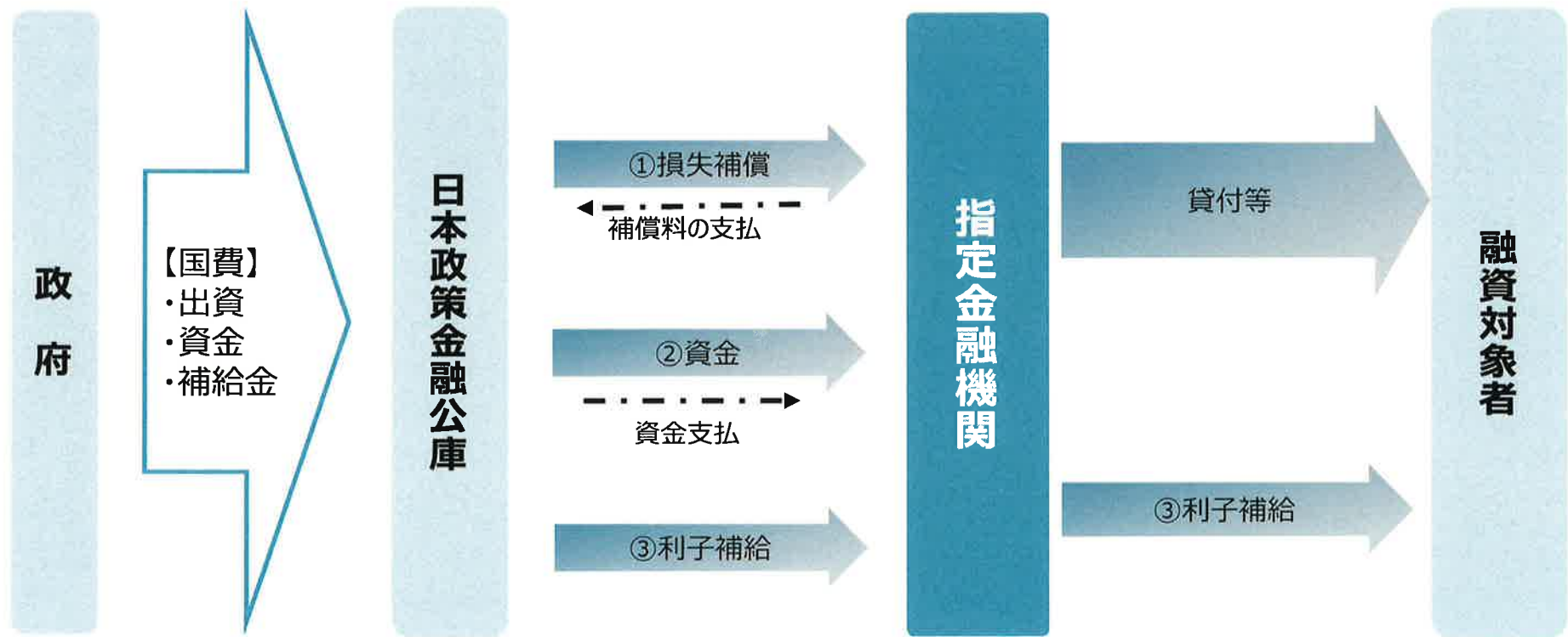
新型コロナウイルス感染症への対応 (危機対応融資への取組み)

2020年4月
商工中金

危機対応業務とは...

- 2008年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため構築。
- 主務大臣が危機を認定した場合に、指定金融機関（商工中金・日本政策投資銀行）は、公庫からのリスク補完等（損失補償、資金交付、利子補給）を受けて貸付等を実施するもの。

● 概要図



制度概要

中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヶ月の売上高が、前年又は前々年同期比5%以上減少している方
資金用途	設備資金、運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給	あり(詳細は下記のとおり)
貸出期間	設備:20年以内(据置5年以内) 運転:15年以内(据置5年以内)
貸出限度	元高:20億円以内 残高:3億円以内

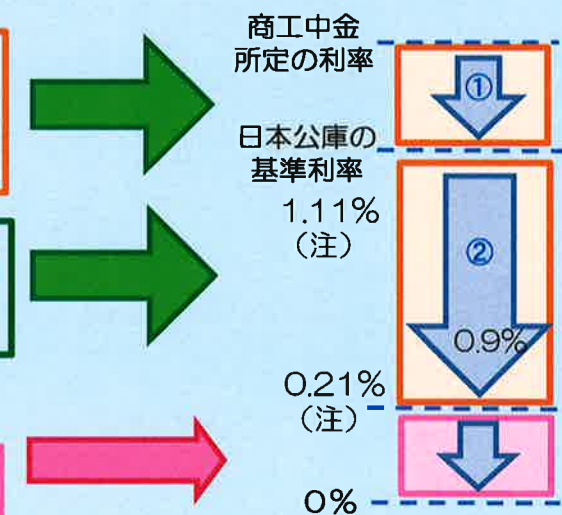
[利子補給制度について]

①商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利(上記1.11%(注))を上回る場合は、残高3億円までの全額について、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率(上記1.11%(注))までの利子補給があります。

②残高1億円まで、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.21%(注)になります。(4年目以降はこの利子補給はありません。)

[特別利子補給制度について]

★別途、「特別利子補給制度」により、一定の要件(売上減少:中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方は、残高1億円まで、当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。
(4年目以降はこの利子補給はありません。)



(注)「日本公庫の基準利率(2020年3月19日現在)1.11%」は、貸出期間5年の場合の例示です。

申込までの流れと対応事例

○お申込み手続

1 ご融資の相談の受付

事業の状況、コロナウィルス影響、資金の必要事情などについてヒアリング。

2 お申込

・必要書類(借入申込書・決算書等)を提出。
(必要な書類一覧は、当金庫HPに掲載)

3 内部での審査

・提出頂いた資料、面談時の情報をもとに、内部での審査を実施。
・必要に応じて、追加の資料を依頼。

4 ご融資

・審査の結果、融資が決まれば、契約手続きに移行。
・新規のお客様(組合未所属の場合)は組合加入、および預金口座開設手続も必要。
・契約手続き後、融資資金を口座に入金。

○融資事例

<事例1> 旅客運送業/既往先

タクシー業者。コロナ影響から、昼間はビジネス利用者減少、夜間も会合等自粛による利用者減少で、2月単月で前年比約40%の減収。人件費等支払に充当すべく、運転資金の調達(期間7年/据置なし)。

<事例2> 旅行代理店/新規先

地場有力の旅行代理店。コロナ影響からツアーキャンセルが相次ぎ、2月単月で前年比約50%の減収。当面の事業資金を確保すべく、運転資金の調達(期間10年/据置3年)。

よくあるご質問

Q1 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要を教えてください。どんな事業者も借入を受けることができるのでしょうか？

A 対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近の売上が前年比、又は前々年比5%以上減少し、資金繰りに支障を来しており、中長期的に回復見通しがある中小企業組合の組合員の方にご利用頂ける制度融資です。

Q2 法的整理や借入金の延滞等が生じたことがある場合、それらが解消しても全て制度の対象外となるのでしょうか。

A 現在制度改正手続き中であり、制度改正後は、民事再生手続きや会社更生手続きが終結した方や、借入金の延滞が解消されたお客様は、本制度をご利用できるようになる見込みです。ただし、取引停止処分や差押等が生じたことのあるお客様は、本制度をご利用いただけない場合もございますので、詳細は個別に窓口でご相談ください。

Q3 創業から6か月で前年との比較ができない場合や、合併をした場合などの前年同期と単純に比較ができない場合はどうしたら良いのでしょうか。

A 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方が制度の対象となります。

a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

商工中金の店舗(全店舗①)

制度全般にかかる問い合わせ：コールセンター(0120-542-711)

個別の融資相談：以下店舗一覧参照

【北海道地区】

札幌支店 011-241-7231

函館支店 0138-23-5621

帯広支店 0155-23-3185

釧路営業所 0154-42-0671

旭川支店 0166-26-2181

【東北地区】

青森支店 017-734-5411

八戸支店 0178-45-8811

盛岡支店 019-622-4185

仙台支店 022-225-7411

秋田支店 018-833-8531

山形支店 023-632-2111

酒田支店 0234-24-3922

福島支店 024-526-1201

会津若松営業所 0242-26-2617

【関東地区】

水戸支店 029-225-5151

宇都宮支店 028-633-8191

足利支店 0284-21-7131

前橋支店 027-224-8151

さいたま支店 048-822-5151

熊谷支店 048-525-3751

千葉支店 043-248-2345

松戸支店 047-365-4111

八王子支店 042-646-3131

上野支店 03-3834-0111

大森支店 03-3763-1251

京浜島出張所 03-3799-0331

押上支店 03-3624-1161

浦安出張所 047-355-8011

新宿支店 03-3340-1551

深川支店 03-3642-7131

東京支店 03-3437-1231

池袋支店 03-3988-6311

渋谷支店 03-3486-6511

新木場支店 03-5569-1711

本店営業部 03-3272-6111

横浜支店 045-201-3952

川崎支店 044-244-1101

横浜西口支店 045-314-3211

相模原営業所 042-786-6230

【甲信越地区】

新潟支店 025-255-5111

長岡支店 0258-35-2121

甲府支店 055-233-1161

長野支店 026-234-0145

諏訪支店 0266-52-6600

松本支店 0263-35-6211

商工中金の店舗(全店舗②)

【東海地区】

岐阜支店 058-263-9191

高山営業所 0577-32-3353

静岡支店 054-254-4131

浜松支店 053-454-1521

沼津支店 055-920-5000

熱田支店 052-682-3111

名古屋支店 052-951-7581

豊橋支店 0532-52-0221

津支店 059-228-4155

四日市支店 059-351-4871

【北陸地区】

富山支店 076-444-5121

高岡支店 0766-25-5431

金沢支店 076-221-6141

福井支店 0776-23-2090

【近畿地区】

大津支店 077-522-6791

彦根支店 0749-24-3831

京都支店 075-361-1120

大阪支店 06-6532-0309

堺支店 072-232-9441

梅田支店 06-6372-6551

船場支店 06-6261-8431

箕面船場支店 072-729-9181

東大阪支店 06-6746-1221

神戸支店 078-391-7541

姫路支店 079-223-8431

尼崎支店 06-6481-7501

奈良支店 0742-26-1221

和歌山支店 073-432-1281

【中国地区】

鳥取支店 0857-22-3171

米子支店 0859-34-2711

松江支店 0852-23-3131

浜田営業所 0855-23-3033

岡山支店 086-225-1131

広島支店 082-248-1151

福山支店 084-922-6830

広島西部支店 082-277-5421

下関支店 083-223-1151

徳山支店 0834-21-4141

【四国地区】

徳島支店 088-623-0101

高松支店 087-821-6145

松山支店 089-921-9151

高知支店 088-822-4481

【九州・沖縄地区】

福岡支店 092-712-6551

北九州支店 093-533-9567

久留米支店 0942-35-3381

佐賀支店 0952-23-8121

長崎支店 095-823-6241

佐世保支店 0956-23-8141

熊本支店 096-352-6184

大分支店 097-534-4157

宮崎支店 0985-24-1711

鹿児島支店 099-223-4101

那覇支店 098-866-0196